

大学共同利用機関法人の業務方法書の変更案について

(大学共同利用機関法人業務及び財務等審議専門部会付託事項)

大学共同利用機関法人の業務方法書の認可については、あらかじめ国立大学法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている(国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 28 条第 3 項)。

このたび 4 法人から変更の申請があった案件について、国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会業務及び財務等審議専門部会にご意見をお伺いするものである。変更内容については以下のとおり。

政府調達に関する協定を改正する議定書の発効に伴う変更及び国立大学法人法の改正に伴う変更 4 法人
人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、
情報・システム研究機構

国立大学法人法施行規則第 8 条第 1 項において、法人が行う競争入札その他契約に関する基本的事項については、業務方法書に記載すべき事項として定められている。

【今回変更内容】

変 更 案	現 行
<p>(業務の委託)</p> <p>第〇条 機構は、法人法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、及び 第 7 号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第△条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平成 26 年条約第 4 号)によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第〇条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から適用し、改正後の第△条の規定は平成 26 年 4 月 16 日から適用する。</p>	<p>(業務の委託)</p> <p>第〇条 機構は、法人法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、及び 第 6 号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第△条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p>

※ 赤字は今回変更内容

【参考】業務方法書の作成・変更に係る関係法令等

国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）

（独立行政法人通則法 の規定の準用）

第35条 独立行政法人通則法第3条、第7条第2項、第8条第1項、第9条、第11条、第14条から第17条まで、第24条から第26条まで、第28条、第31条から第50条まで、第52条、第53条、第61条及び第63条から第66条までの規定は、国立大学法人等について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「文部科学大臣」と、「主務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「評価委員会」とあり、及び「当該評価委員会」とあるのは「国立大学法人評価委員会」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

参考：独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

（業務方法書）

第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文部科学省令第57号）

（業務方法書に記載すべき事項）

第八条 法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第28条第2項の文部科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 法第22条第1項第6号若しくは第7号又は第29条第1項第5号若しくは第6号に規定する出資の方法に関する基本的事項

二 業務委託の基準

三 競争入札その他契約に関する基本的事項

四 その他国立大学法人等の業務の執行に関して必要な事項

業務方法書とは

大学共同利用機関法人における具体的な業務の実施方法の要領を規定。各法人は業務開始の際、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第28条に基づき、業務方法書を作成し、文部科学大臣の認可を受けるとされている。

【参考】独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）

（業務方法書）

第28条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

業務方法書に記載すべき事項

各国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し「国立大学法人の年度計画及び業務方法書の記載事項等について」（平成16年3月5日付高等教育局大学課長事務連絡【別紙2】）にて業務方法書の記載例を示し、それを参考にしつつ各法人において国立大学法人法施行規則第8条の各号に定める事項を中心に業務方法書を作成。

【参考】国立大学法人法施行規則（平成15年12月19日文科科学省令第57号）

（業務方法書に記載すべき事項）

第八条 法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第28条第2項の文科科学省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 法第22条第1項第6号若しくは第7号又は第29条第1項第5号若しくは第6号に規定する出資の方法に関する基本的事項
- 二 業務委託の基準
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 その他国立大学法人等の業務の執行に関して必要な事項

業務方法書に記載されている事項

上記に定める事項以外に、受託事業に関する事項や共同利用の原則等、各法人における業務の執行に関して必要な事項を記載。

また、特徴的な記載事項として、高エネルギー加速器研究機構については、法人が設置する大学共同利用機関と同等の重要性を持つ施設に関し、業務方法書に記載している。

【参考】大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構業務方法書

（平成16年4月1日文科科学大臣認可）

（重要組織）

第6条 法第29条に規定する業務を行うため、大学共同利用機関と同等な重要組織として加速器研究施設及び共通基盤研究施設を置く。

大学共同利用機関法人の業務方法書について（2 / 2）

変更 1

産業競争力強化法の成立に伴い、平成26年4月1日に国立大学法人法が改正。大学共同利用機関法人の業務の範囲として、産業競争力強化法の規定による出資に関する条文が追加されたことにより形式的変更が必要。

【参考：国立大学法人法に定める大学共同利用機関法人の業務の範囲】

（赤字部分、第6号が法改正によって追加されたため条項ずれが発生）

第二十九条 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

- 一 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。
- 二 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。
- 三 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 四 当該大学共同利用機関における研究の成果（第二号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。）を普及し、及びその活用を促進すること。
- 五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。
- 六 産業競争力強化法第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

現行

機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号、及び第6号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。

変更案

機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号、及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。

変更 2

政府調達に関する協定を改正する議定書が平成26年4月16日に発効。これにより各法人の業務方法書に定める「競争入札その他契約に関する基本事項」の形式的変更が必要。

【参考：政府調達協定の主な改正内容】

- 中央政府の機関による物品及びサービス（建設サービス等を除く。）の調達に関する基準額を現行協定の十三万特別引出権（SDR）から十万特別引出権（SDR）に引き下げる。
- 対象となるサービスとして、食料提供サービス等十六サービスを追加する。 等

現行

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

変更案

政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

大学共同利用機関法人人間文化研究機構業務方法書新旧対照表

変 更 案	現 行	変更理由
<p>大学共同利用機関法人人間文化研究機構業務方法書</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第 2 条 機構は、法人法第 29 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 <u>7 号</u> に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的かつ効果的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>第 3 条 (省略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第 4 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 2 3 号)、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書 (平成 26 年条約第 4 号)</u></p>	<p>大学共同利用機関法人人間文化研究機構業務方法書</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第 2 条 機構は、法人法第 29 条第 1 項第 1 号、第 4 号及び第 <u>6 号</u> に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的かつ効果的にその業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>第 3 条 (省略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第 4 条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定 (平成 7 年条約第 2 3 号) その他国際約束の適用を受ける契約については、<u>同協定及び</u>国際約束</p>	<p>国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 改正のため。</p> <p>政府調達に関する協定について、現行協定 (平成 7 年条約第 2 3 号) のほか、現行協定 (平成 7 年条約第 2 3 号) に所要の改正を加えた</p>

<p><u>によって改正された協定</u>その他の<u>国際約束</u>の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。</u> <u>ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。</u></p>	<p>に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p>	<p>「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)の適用を受けることになったため。</p>
--	---	---

大学共同利用機関法人人間文化研究機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）の当該業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務の委託)

第2条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第4号及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的かつ効果的にその業務を遂行することができる認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 機構は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(業務の受託)

第5条 機構は、研究機関等からの依頼に応じて、業務を受託することができる。

(業務受託契約)

第6条 機構は、業務を受託しようとするときは、委託者との間に業務に関する受託契約を締結するものとする。

(共同利用の原則)

第7条 共同利用（法人法第29条第1項第2号に規定する業務をいう。）の実施において、研究施設及び研究設備の使用料は、無償を原則とする。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。

大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務方法書新旧対照表

変 更 案	現 行	変更理由
<p>大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務方法書</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第3条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(契約の方法)</p> <p>第5条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)によって改正された協定</u>その他の国際約束の適用を受ける</p>	<p>大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務方法書</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第3条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>(契約の方法)</p> <p>第5条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他国際約束の適用を受ける契約については、<u>同協定及び</u>国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p>	<p>国立大学法人法(平成15年法律第112号)改正のため。</p> <p>政府調達に関する協定について、現行協定(平成7年条約第23号)のほか、現行協定(平成7年条約第23号)に所要の改正を加えた</p>

<p>契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>第6条～第8条 (省略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第5条の規定は平成26年4月16日から適用する。</u></p>	<p>第6条～第8条 (省略)</p>	<p>「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)の適用を受けることになったため。</p>
--	---------------------	---

大学共同利用機関法人自然科学研究機構業務方法書

平成16年4月1日

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、もって、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の当該業務の適正な運営に資することを目的とする。

(出資の方法)

第2条 機構は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第2条第1項の特定大学技術移転事業に対して出資することが出来る。

2 前項の出資の方法等に関し必要な事項は、機構が別に定める。

(業務の委託)

第3条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合には、その業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第4条 機構は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

2 業務委託契約においては、次の事項について定めるものとする。

- (1) 契約事項
- (2) 委託の目的及び概要
- (3) 委託の実施の方法
- (4) 委託に係る経費
- (5) その他必要な事項

(契約の方法)

第5条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平

成26年条約第4号)によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

(業務の受託)

第6条 機構は、研究機関等からの依頼に応じて、業務を受託することができる。

(業務受託契約)

第7条 機構は、業務を受託しようとするときは、委託者との間に業務に関する受託契約を締結するものとする。

2 業務受託契約においては、次の事項を定める。

- (1) 契約事項
- (2) 受託の目的及び概要
- (3) 受託の実施の方法
- (4) 受託に係る経費
- (5) その他必要な事項

(共同利用の原則)

第8条 共同利用(法人法第29条第1項第2号に規定する業務をいう。)の実施において、研究施設及び研究設備等の使用料は、無償を原則とする。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第3条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第5条の規定は平成26年4月16日から適用する。

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構業務方法書新旧対照表

変 更 案	現 行	変更理由
<p>大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構業務方法書</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第2条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)は、法第29条第1項第1号から第4号まで及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、<u>政府調</u></p>	<p>大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構業務方法書</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第2条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)は、法第29条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号) その他国</p>	<p>国立大学法人法(平成15年法律第112号)改正のため。</p> <p>政府調達に関する協定について、現行協定(平成7年条約第23号)のほか、現行協定(平成7年条約第23号)に所要の改正を加えた</p>

<p><u>達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定</u>その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。</u></p>	<p>国際約束の適用を受ける契約については、<u>同協定及び</u>国際約束に定められた調達手続きによるものとする。</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>附 則 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。</p>	<p>「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)の適用を受けることになったため。</p>
--	--	---

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

第2章 業務委託の基準

(業務の委託)

第2条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）は、法第29条第1項第1号から第4号まで及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 機構は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第3章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

第4章 その他国立大学法人等の業務の執行に関して必要な事項

(共同利用の原則)

第5条 共同利用（法第29条第1項第2号に規定する業務をいう。）の実施において、研究施設及び研究設備等の使用料は、無償を原則とする。

(重要組織)

第6条 法第29条に規定する業務を行うため、大学共同利用機関と同等な重要組織として加速器研究施設及び共通基盤研究施設を置く。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構業務方法書新旧対照表

変 更 案	現 行	変更理由
<p>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構業務方法書</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第2条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)、<u>政府調達に関する協定を改正する議定書(平成26年条約第4号)</u></p>	<p>大学共同利用機関法人情報・システム研究機構業務方法書</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第2条 機構は、法人法第29条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合は、その業務の一部を委託することができる。</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(競争入札その他契約に関する基本事項)</p> <p>第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。</p> <p>2 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)その他国際約束の適用を受ける契約については、<u>同協定及び</u>国際約束</p>	<p>国立大学法人法(平成15年法律第112号)改正のため。</p> <p>政府調達に関する協定について、現行協定(平成7年条約第23号)のほか、現行協定(平成7年条約第23号)に所要の改正を加えた</p>

によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可の日から施行する。
ただし、改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し、改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。

に定められた調達手続きによるものとする。

「政府調達に関する協定を改正する議定書」(平成26年条約第4号)の適用を受けることになったため。

目次

第1章 総則

第2章 業務委託の基準

第3章 競争入札その他契約に関する基本的事項

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。

第2章 業務委託の基準

(業務の委託)

第2条 機構は、国立大学法人法第29条第1項第1号、第4号及び第7号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的かつ効果的にその業務を遂行することができるものと認められる場合、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第3条 機構は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第3章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本事項)

第4条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける契約については、国際約束に定められた調達手続きによるものとする。

附 則

この業務方法書は，文部科学大臣の認可のあった日から施行し，平成16年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は，文部科学大臣の認可の日から施行する。ただし，改正後の第2条の規定は平成26年4月1日から適用し，改正後の第4条の規定は平成26年4月16日から適用する。